

# 厚生常任委員会

平成19年3月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子

○浅井 正八

木田 守彦

中川 靖広

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	阪野 輝男		

## 3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 浅井委員、中川委員

委員長

おはようございます。委員の皆さんにはご苦労さまです。

はじめに、三木議員の辞職により現在、委員長が欠員となっております。委員長を決めていただくまでの間、副委員長の私の方で会議の進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

それでは、委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

委員長

再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に私里川、副委員長に浅井委員を互選させていただきましたのでよろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開いたします。

皆様のご推挙によりまして委員長を努めさせていただきます。浅井副委員長とともに委員会の運営にあたらさせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

また、新たに中川議長が委員として入っていただくことになりました。中川委員にはどうぞよろしくお願いいたします。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたしたいと思います。小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、浅井委員、中川委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議から付託を受けております議案についてであります。

まず、(1) 議案第3号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長

健康推進  
課長

まず、議案第3号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進  
課長

それでは末尾の要旨をもって説明をさせていただきます。乳幼児の医療費助成制度における奈良県の補助対象が小学校就学前までの医療費全般に拡大されることに伴い、この条例における4歳から小学校就学前の6歳までの幼児に係る助成の範囲について、現在入院及び歯科医療に限っているものを、平成19年度8月以降、通院も含めた医療全般に拡大するよう改正を行うものであります。また、この条例における乳幼児の定義を明記するものであります。

もう少しだけ具体的にお話をさせていただきたいと思います。

現在、県の補助対象は、0歳児から2歳児までは医療費全般、3歳以上6歳以下で小学校就学前の幼児に対しましては、入院が対象となっております。本町におきましては、助成の範囲をさらに拡大しまし

て、3歳児までは医療全般、4歳以上は入院に加えて歯科医療についても助成を行っているところでございます。

そこで、このたび県の補助対象が6歳までの小学校就学前の乳幼児医療全般に拡大されることに伴いまして、本町の助成の範囲もこれにあわすこととなったものでございます。先程も申しましたが、適用は、平成19年8月以降に行われる医療からであります。

以上で斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

木田委員 ここにきてね、こういう何が拡大されていく事はありがたいことなんですけれども、やはりこれは少子化対策の一貫としてですね、政府がこういう風に補助費を増大と言うんですか、拡大されてきたのかなという風に思いますけれども、やはりかなりの増額と言うんですか、それが見込まれるように思いますけれども、今の現在の何と比べてあまり変わらないんですかね、19年8月からやったらある程度、4ヶ月やから3分の2ぐらいしか年度末まで残りませんけれども、これによって少子化の一助と言うんですか、それにもなるのかなとも思いますけれども、そういうなもんも含めて国の方から制度改正と言うんですか、それに対して県とか国の補助もそうして盛り込まれてきたんかなという風に思いますけれども、その点についてですね、どういう風な何で、ここへ来て財政的に苦しい苦しいと国も県も町も言いながらこの年齢を引き上げて来られたんかなという、そういう疑問と言うんですかね、何かありますけれども、それについて教えていただきたいと思っております。

町長 今、木田議員のご指摘のように、奈良県がこういう形で平成19年の8月からということで、昨年に柿本知事が表明されて手続きをおつ

てるわけですがけれども、我々については、各市町村によっては、この就学前というのも私どもは3歳とか、あるいは平群は就学前とか、色んな関係ございます。我々も県に要望して、出来るだけ県がこういうことを主体的にやってほしいんだということを言うてきたものが、ようやく県としてもそれを取り入れていこうと、そういう波にですね、お金がないとかあるとかの問題よりも、私はやっぱりそういうものについては大いにやっぱりやっていなかいかんと。当然、これから県下の、あるいは全国的に見ていきますと、小学校までやってるところもありますし、義務教育をやっているところもございますから、そういうことは各々財政事情の関係等でございますけれども、やっぱり木田議員ご指摘のように少子化対策と言うよりも県としては遅きに失したんじゃないかなと。やっぱり出来るだけ早くしてやることによって、また町村の関係についてもですね、スムーズに行くんではないかなとっておりますし、こういうことについては我々が県の町村会あるいは町村議長会でご要望申し上げてきたことがようやく実ったんじゃないかなと。この先は就学前から小学校ぐらいまで範囲を延ばしていくことがベターではないかなとっておりますけれども、そういうこともまた財政的な問題もございますけれども、出来るだけやっぱり今一番問題は出生される子供さんが少ない、少子化であるという中で出来るだけ子供さんを大事にしていくということはこれはもう誰しものが、議会等、あるいはまた国民が願っていることでございますから、そういう気持ちに十分応えていくように努力してまいりたいと思っております。

委員長

他に質疑ございますでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

すいません。そしたら私の方から少し。今、木田委員のご質問にも多少関わりがあるんですが、私もこの拡充については今、町長がご答

弁された通りだという風に思っております。ただ県の方が所得制限を設けてる中で、町はその所得制限を撤廃しているという状況や、そしてまた今回拡がったことによって、県との補助との関係の中でね、どの程度の町の方の持ち出しがあるのかということにつきましては、若干、この委員会としては確認をさせていただくとくべきかなという風に考えておりますので、お答えいただけたらと思います。

植村健康推進課長。

健康推進課長　　これまで町単独で行っていた部分につきましても、県の補助がつくようになります。また、範囲の拡大ということで、町の助成自身も拡大する部分もございます。トータルといたしましては、もしこの制度を行わなかった場合と行った場合と、行った場合は19年度の予算で計上させていただいてる分ですが、その比較をさせていただきますと、歳出ではおよそ900万円増額いたします。その900万円につきまして、歳入ですが、県の補助金が約420万円、従いまして、その差の480万円が新たに町が支出するという金額になるものでございます。

委員長　　ありがとうございます。鋭意努力していただきますとともに、以前にも申し上げておりましたが、乳幼児医療証ですね、この医療証の発行につきましては、転入とかの場合ですね、速やかに発行していただけるようお願いしておきたいと思っております。

他にございませんか。

( な し )

委員長　　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第3号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)といたしまして、議案第5号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進  
課長

それでは、議案第5号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

まず議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

健康推進  
課長

それでは内容の方ご説明申し上げます。まず予算書の7ページを開き下さい。

歳入からご説明申し上げます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第3目、高額医療費共同事業負担金でございます。この負担金の確定に伴いまして、415万7千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第2目、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金でございます。250万円の増額をお願いするものでございます。

これは、後に歳出でご説明いたします後期高齢者医療の対応などに伴います国民健康保険のシステムの改修の経費に係る国庫補助金でございます。この補助金につきましては、現在開会中の国会におきまして、平成18年度補正予算で計上されまして、既に可決をされております。このことから、本町の予算におきましても、今回の補正をお願いしたところであります。

8 ページでございます。第4款、県支出金、第1項、県負担金、第1目の高額療養費共同事業負担金でございます。国庫負担金と同様、同負担金の確定に伴いまして、415万7千円の減額でございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子としまして3万1千円の増額をお願いするものでございます。

第7款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金でございます。合計で822万円の増額をお願いするものでございます。その内訳としましては、第1節の保険基盤安定繰入金が1,228万7千円の減額、第2節、職員給与費等繰入金、事務費の繰入金ですが、1,377万5千円の増額、第3節、出産育児一時金繰入金は、326万6千円の増額、第4節、財政安定化支援事業繰入金は、346万6千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳出について、ご説明を申し上げます。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費でございます。委託料といたしまして、国保システム改修業務委託料で1,627万5千円の増額、積立金、財政調整基金への積立金として3万1千円の増額をお願いするものでございます。

このうち、委託料の国保システム改修でございますが、これにつきましては、平成20年度実施の医療制度改革に伴います国民健康保険の電算システムの改修にかかる経費でありまして、大きく2つの改修がございます。

まず第1点目は、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度が創設されることに伴いまして、国民健康保険がその制度に対し支援金を拠出することになります。その財源につきましては、国民健康保険税を充てることとなっております。このため、国保税につきましては、これまでの「医療分」と「介護分」に加え、新たに「支援分」を創設する必要があり、これらに係るシステムを改修する必要がございます。



2点目は、65歳以上の方だけが加入する国民健康保険税の特別徴収に係るシステムの改修の経費でございます。これは介護保険料と同じように国民健康保険税を公的年金から天引きするものでありまして、介護保険料との突合、社会保険庁とのデータのやり取りなどのシステムを導入するものでございます。

なお、このシステムの構築は年度内で終わることができませんことから、この予算につきましては、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、同じく次のページの第4項の出産育児諸費、さらに第4款の介護納付金、第1項、介護納付金でございますが、これらにつきましては、繰入金の補正に伴います財源の財源内訳の振替でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、12ページでございます。

第5款、共同事業拠出金、第1項、共同事業拠出金、第1目、高額医療費拠出金でございます。高額医療費共同事業拠出金の確定に伴いまして、1,662万8千円の減額をお願いするものでございます。

最後に、第9款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費でございますが、歳入歳出の差であります275万9千円の増額をお願いするものでございます。

それでは4ページをお開きください。

先程もご説明申し上げましたように、システム改修事業が年度内で終わることが出来ませんので、総務管理費の後期高齢者医療対応等電算システム改修事業、1,627万5千円につきまして、繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をさせていただきます。

( 予算書朗読 )

課長 5号) についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 7ページのね、第2項、国庫補助金、第2目の後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金であるんですが、これは250万円なってるんですが、これは各、説明聞き逃してたらしいんですけど、これは各市町村一律なんですか。

健康推進課長 人口規模によって、何段階か分かれてるんですけども、斑鳩町の人口レベルであれば、250万円一律ということでございます。

中川委員 えらいすいませんねけど、もう一度具体的に、その人口レベルで何段階ぐらいに分かれてるんですか。

健康推進課長 申し訳ございません。人口というのではありませんで、国民健康保険の被保険者数でございます。被保険者数が2万人未満の保険者につきましては、250万円の一律の交付ということでございます。

委員長 他に質疑、木田委員。

木田委員 国保のシステム改修業務の中でね、75歳以上後期高齢者は医療、介護、支援ということをおっしゃってましたんですけども、その65歳以上の方についてはですね、国保の徴収を行うと言うんですか、それに伴って、私が聞き間違えてたんやったらどうか知りませんねけど、年金もて何か言わはったように思いますねけど、国保と年金の中から国保税を徴収されるのか。年金より国保税を徴収される、逆今聞きましたね、だからそういう風なシステムになるのか、ちょっと私が聞き間違えたんかもわかりませんねけども、なんか年金からその中から国

保引かれると言うんか、そういうように聞こえても、間違いやったら教えていただきたいと思います。

健康推進  
課長　　まず、国民健康保険税が、これまでの医療分、介護分に加えて支援分が加わるということですが、これは後期高齢者の医療の給付の財源としまして、各医療保険者、もちろん国民健康保険だけではございません。社会保険、各保険者からもそうなのですが、各医療保険者から支援金を拠出することになります。これは、現行で申しますと、老人保健制度に国民健康保険から老人保健拠出金を出しているのと同じような考え方でございます。この支援分を75歳未満の国保の加入者から、国保税から捻出させていただくということになりますので、国民健康保険税の金額の算定として新たに支援分が加わるということがまず第一点でございます。

次に、国民健康保険税の納め方が、平成20年度から変わってまして、先程も申し上げましたように特別徴収が始まるということですが、これは65歳以上の方だけの世帯でその世帯主が公的年金を18万円以上受けておられる場合に介護保険料と同じように受けられる年金から天引きをさせていただくということで、平成20年の4月から始まるということをご理解いただきたいと思います。

木田委員　　そういうことは、強制と言うんか、滞納者が年金を受けられてる方については滞納がなくなるという風に理解してよろしいんですわな、もう強制的やもんな。

健康推進  
課長　　この特別徴収につきましては、法令の定めによるものですので、その部分についての収納率は100%になるものと考えております。

委員長　　他にございますか。

　　すいません、私の方から引き続いてこのシステムの関係でお尋ねしたいんですが、今、委員の方からも出ましたように、質問されてた支

援分の所で、74歳までの方、国保加入者のところから徴収をさせていただくということでしたが、介護分としては、40歳から64歳という幅がございしますが、支援分については、これはどういう風に考えればいいのか。74歳までの方というのは、全加入者に対してなのか、それともその中の所得のある方からの徴収になるのか、その辺のところの線引きがまだ今のところ明確ではないなという風に感じているところなんですけど、74歳までの方から支援分を徴収するというのはわかるんですけど、介護納付金と比べてどういうシステムになってんのかということがちょっと明らかではないので、わかっておればお聞きしたいなと思います。

健康推進課長 介護分につきましては、介護保険の第2号被保険者から徴収するということになっておりますので、40歳から64歳という年齢の一定の枠があるわけですが、支援分につきましては、そういうものがございませぬので、全ての世帯、課税が世帯主ですから、課税される世帯主の方に年齢の枠とかそれから対象となる被保険者の年齢の枠とかいうのは現在聞いておりませぬ。

委員長 そしたら世帯主のみにかかるんですか。その世帯に2人、3人と所得のある方がいらっしゃれば、どういう風な計算になるのか、ちょっとわかりにくいんですが。

健康推進課長 国民健康保険税の課税の方法は、医療、介護、支援分であっても同じ方式をとることになります。したがって、所得、資産、世帯あたり、それから被保険者あたりということで、現在の保険税率を決めている同じ方式で支援分も決まると考えております。したがって、その辺りの率、所得に対して何パーセントなのか、固定資産税額に対して何パーセントなのかということ新たに定めるということになると考えております。

委員長            ということは、まだその辺のあたりについては、詳しく示されていないという状況にあるということによろしいですね。

健康推進課長    税率については、実際にこの支援分で拠出する金額がいくらになるかとか、わからないと定められませんので、おそらく12月頃でお願いするようなスケジュールになるかと思えますけれども、保険料率のその定め方と言いますか、計算の仕方そのものは医療分、介護分と同様になるものという風には聞いております。

委員長            わかりました。  
                  他によろしいでしょうか。

                  ( な し )

委員長            これをもって質疑を終結いたします。  
                  お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

                  ( 異議なし )

委員長            異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

                  次に、(3)といたしまして、議案第7号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

                  理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長        議案第7号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、まず議案書を朗読させていただきます。

                  ( 議案書朗読 )

福祉課長

今回の補正の内容につきましては、2点ございます。

まず1点目は、介護保険給付費、準備基金積立金の運用益の確定によりまして、歳入では財産収入において、歳出では、基金積立金において、それぞれ増額補正をしております。

また、2点目につきましては、高齢者医療制度の改正に伴いまして、介護保険システムにおきましても、そのシステムを改修する必要が生じることから、歳入では、国庫補助金と一般会計繰入金において、歳出では、総務費において、それぞれ増額補正であります。

それでは、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明させていただきます。

まず、補正予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきまして、ご説明いたします。

第3款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第4目、介護保険事業費補助金におきまして、高齢者医療制度の改正に伴う電算システムの改修事業に対する国からの介護保険事業費補助金、115万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金におきまして、介護保険給付費準備基金利子、3万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、7ページでございます。第8款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第4目、その他一般会計繰入金におきまして、高齢者医療制度の改正に伴う電算システム改修事業に対する一般会計からの事務費繰入金、294万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費におきまして、高齢者医療対応電算システム改修業務の委託料としまして、409万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款、基金積立金、第1項、基金積立金、第1目、介護保

険給付費準備基金積立金におきまして、介護保険給付費準備基金への積立金、3万7千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第2表の繰越明許費でございます。高齢者医療制度の改正に伴う電算システム改修事業につきましては、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、事業が本年度中に終わらないということになります。それですので、引続いて来年度実施する必要がありますことから、第1款、総務費、第1項、総務管理費、後期高齢者医療対応等電算システム改修事業としまして、409万5千円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思ひます。

朗読いたします。

( 予算書朗読 )

福祉課長 以上で、議案第7号、平成18年度、斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

これにつきまして、質疑はございませんでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら、私の方から一点だけお聞きしたいと思ひます。

先程もシステム改修の件が出ておったわけなんですけど、そこでちょっと素朴に今回も出てますので疑問なんですけど、システム改修をするのに、この400万円以上、当町でもかかるんだということなんですけど、これは私そのシステムの改修の委託とかされる中におかれまして

ね、人口規模によってこのシステム改修の委託する金額って変わってくるのだろうか。斑鳩町よりもっと人口少ない所で、こういうシステム改修にお金同じ様にかかるということであれば、本当にすごい大変なことだなという風に思うんです。補助金を出していただく場合も先程の国保の方での説明もありましたけれども、その補助金を出す場合でも、大きいところより小さいところの方が補助金をよりたくさん出していただけるのであればありがたいんですけど、その辺の関係について、この会計でもう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが。

福祉課長 システム改修に要します費用ですか、人口規模と申しますか、市町村レベルでそのシステム改修する費用の差が出るのかということですが、各市町村毎にシステムやっておりますが、その中身、改修する作業につきましては、同じ作業をしなければならないという風に考えます。ただ、その総額につきましては、多少、各市町村によっては差があるのではないかと考えますが、一応、同じ作業をするということで、その大差はそんなに、人口が少ないからかなり少なくなるというものではないという風に思います。また、国からの補助といたしまして、115万円いう形で今回おりてくるわけですが、これにつきましては、国の方では人口を換算して、その金額を決めていくということですので、逆に人口の少ない所ではこの115万円は少なくなっていると考えます。

委員長 はい、わかりました。そしたらやっぱり小さい町村になればなる程、苦しいという状況が生まれてくるんだなということが今、確認させていただくことができました。

他に質疑の方はございませんか。

( な し )



委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件についてを議題とし、まず(1)(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります、(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

前回の12月議会中の委員会以降の、事業の進捗状況につきましてご報告させていただきます。

まず、事業認定につきましては、12月22日に事業認定をいただきまして、奈良県公報等で告示がされております。

建設用地の用地買収につきましては、北側の部分、18年度で予定しております部分は全て売買契約を終えているところでございます。

また、設計につきましては、斑鳩町(仮称)総合福祉会館整備基本計画に基づきまして、住民参加のワークショップ等を取り入れ、利用者や住民の意見を聞きながら取り纏めを行い、実施設計を行ったところでございます。

次に、入札につきましては、建築、機械設備、電気設備の分離発注で、建築工事につきましては、制限付一般競争入札、電気設備、機械設備工事につきましては指名競争入札とし、2月13日にそれぞれの現場説明を行い、2月26日に入札を実施し、各々の落札者と仮契約を行ったところでございます。ところが、仮契約の3件のうち、建設工事に係る業者の不祥事によりまして、2月28日付で指名停止処分

を行ったことに伴いまして、全ての仮契約を解除いたしております。

今後の、入札につきましては、業者選定からやり直ししまして、改めて入札を実施してまいりたいと考えております。また6月議会にこの工事請負契約の締結についての議決をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、実施設計による施設の配置図、1階平面図、2階平面図、立面図を資料として配布しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。前回、12月の委員会におきまして、資料としてその配置図等をお配りさせていただいておりますが、その中で変わっている部分だけを説明させていただきます。

前回お配りいたしました介護浴室、機械浴室についてでございます。機会浴室の部分につきましては、リハビリを兼ねた歩行浴という形で計画の方見直していきますということで、この時の委員会で報告させていただいたところでございます。今お配りさせていただきました図面につきましては、歩行浴という形になっておりますので、その部分が前回お配りしましたものと若干変わっているところでございますのでよろしくお願いいたします。

今後も事業の進捗状況につきましては、厚生常任委員会にご報告申し上げます。ご相談をしながら、より良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せましてご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

浅井委員 この建築について、業者の不祥事によって廃止されたということで、地元との話し合いが今全部出来たようにちょっと私受け取ったんですけども、この業者さんは今度6月議会に上げられるということで今説明聞きましたが、一部ちょっと私聞くんですけど地元の方で、水路の

件でね、解決するとかちょっとそれ教えていただきたいんですけど。  
水路の移動するのについての話。

福祉課長 地元との協議の中で、要望としてまして、井戸の掘削という形で要望いただいております。町としましては、その敷地の中に水路が現在ありますので、その移設としまして、南側に移動するという形で協議させていただいておる中で、地元としては、深井戸の掘削を求められています。現在、そういう形で協議を進めているところでございまして、深井戸につきまして、今後、地元の方で、町としては地元の方で町の補助制度等を利用しながらやっていただきたいという形でお話を進めていかさせていただいてる中で、まだ現在そういう形で話をしているところでございます。

浅井委員 地元の協議ということですねけど、これ今度6月議会にね、今度業者決めるということまでに、地元との交渉、これきしっとしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。要望しときます。

委員長 他に、質疑、ご意見等ございましたらどうぞ。

中川委員 19年度着工の19年度完成で努力していただいていたんですが、この業者が指名停止になったということで、6月の議会で議決をしていくという形になったらね、その19年度の完成には支障がないのかどうかいうのをよろしくをお願いします。

福祉課長 ちょっと説明不足で申し訳ございません。工期につきましては、約360日を見込んでおりましたことから、6月議会に提出させていただきまして、工事にかかるということになりますと、20年度の6月または5月ぐらいの工期の設定になるということでご了解いただきたいと思います。

中川委員 その19年度のね、完成に向けてという意味の中で、補助金ですかね、を何年までに完成させないと補助金がいただけなくなるというようなことお聞きしましたが、それには問題がないんですか。

総務部長 この関係につきましては、繰越措置という形でさせていただきますので、補助金はそのまま利用できるということでございます。

委員長 他に。木田議員。

木田委員 今までの委員会です、足湯のところにね、屋根も何も付けないというようなことだったんですねけど、斑鳩町のポケットパークなんかあまり利用されてない、たまに利用されておる方いますねけど、それについてはちゃんとした屋根付き、ベンチ付きというような形になってますねけど、こんな足湯の場所についてですね、この吹きざらしのところでですよ、これ屋根も何もなかったら利用する人が少なかったらせっかく造っても持ち腐れになんのと違うかなと、そういう風に思うねけど、それを変わらず屋根付きで考えてはんのかね。これ付いた。付いたんの、いやそれやったら結構やけど。前の時からやな、三木さんもえろ言うてはったやろ、そんで、それやったら結構や。

委員長 今、委員ご心配なさってるところです。図面を見たらこれは付いてるんだろうと私も思うんですが、説明の方きちっとしていただいた方が結構かと思しますので、ご説明お願いします。西川福祉課長。

福祉課長 図面の中でも屋根と言いますか、足湯の上に瓦葺で屋根の設置をしているところでございます。委員がご心配されておりますように、施設面におきましても、また利用される方につきましても、色々考慮した中で、設計の中でそういう形にしております。

委員長 よろしいですか。

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件につきましては、報告を受け了承したということで終わらせていただきますが、この継続審査案件につきましては、私達の改選時期になります。継続審査案件の取扱いとしましては、また改選後、改めての取扱いというような形になってくるかと思いますが、その辺の手続きについては理事者、また事務局におかれてよろしく願いたいと思います。

次に、3. 各課報告事項について、まず(1)には議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 本常任委員会所管に係ります、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、まず福祉課所管に係りますものにつきまして、ご説明させていただきます。

内容につきましては、3点ございます。

まず、1点目は、先程、介護保険事業特別会計の補正でご説明申しましたように、高齢者医療制度の改正に伴う介護保険システムの改修費に対する介護保険事業繰出費の増額補正であります。

2点目としましては、福祉基金への寄附の受入れに伴いまして、歳入及び歳出においての増額でございます。

また、3点目としましては、障害者介護給付・訓練等給付費の支給におきまして、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設の入所者に対しまして、死亡された方また退所された方等の変動がございましたことから、歳入におきまして国庫負担金及び県負担金、歳出においては扶助費において、それぞれの減額補正を生じたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、民生費国庫負担金では、先ほど説明いたしましように身体障害者療護施設、知的障害者更生施設の入所者に死亡者または退所される方等がございまして、その変動がございましたことから、障害福祉費負担金におきまして、自立支援給付費等負担金993万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、8ページでございます。第15款、県支出金、第1項、県負担金、第2目、民生費県負担金では、国庫支出金と同様に、自立支援給付費等負担金496万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページでございます。第17款、寄附金、第1項、寄附金、第1目、寄附金では、福祉基金への寄附がございましたことから、福祉費寄附金において10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、社会福祉総務費では、福祉基金への寄附の受付によりまして、積立金として10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11目、障害福祉費では、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設の入所者の中に死亡者また退所をされた方がございまして、扶助費において、身体及び知的障害者障害者介護給付・訓練等給付費で合わせて1,986万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13目、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計の補正で説明いたしましたとおり、高齢者医療制度の改正に伴う介護保険システムの改修費に対する介護保険事業への支援として、繰出金294万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上簡単ではございますが、福祉課所管に係ります内容につきましてのご説明とさせていただきます。

健康推進  
課長

続きまして、健康推進課が所管します事項についてご説明申し上げます。

大きくは二つの点でございます。

一つは国民健康保険事業特別会計の補正に伴います繰り出しに関することでございます。もう一点は後期高齢者医療制度の電算システムそのものの開発に係るものでございます。

それではご説明を申し上げます。7ページお開き下さい。

まず、歳入からであります。

第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、民生費国庫負担金で、第6節、保険基盤安定負担金につきましては、この負担金の確定に伴いまして、99万5千円の減額でございます。

続きまして、第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、民生費国庫補助金、第3節の老人福祉費補助金でございます。413万9千円の増額をお願いするものであります。これは歳出でご説明申し上げますが、後期高齢者医療制度に係ります市町村事務の電算システム構築の国庫補助金でございます。

8ページでございます。第15款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、民生費県負担金、第6節の保険基盤安定負担金につきましては、これもこの負担金確定に伴いまして、821万9千円の減額をお願いするものでございます。

次に歳出をご説明いたします。12ページをお願いします。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費でございます。

まず、第1目の社会福祉総務費の繰出金でございます。国民健康保険特別会計の補正に伴います一般会計からの繰出金でありまして、合計金額、2,050万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3目、老人福祉費でございます。委託料としまして、後期高齢者医療制度システム導入業務の委託料ということで、2,168万3千円の増額をお願いするものでございます。

このシステムにつきましては、大きくは2つの業務がございます。

まず、第1点は、町と広域連合との必要なデータのやりとりをするためのシステムの開発です。住民基本台帳等、広域連合に必要な基本的なデータを提供するためのシステムの開発ということでございます。

もう一点は、保険料徴収に関するシステムの開発です。この後期高齢者医療制度は、広域連合によって運営はされますけれども、法令によりましてその保険料の徴収は市町村業務とされております。

このことから、広域連合から提供される保険料の賦課情報に基づきまして、納入通知書の作成や保険料徴収、収納情報の管理、あるいは年金からの天引きの対象となる方の判定、さらに年金保険者に対しまして徴収依頼等に係るシステムを開発する必要があるとしまして、それに係る経費でございます。

第8目、国民健康保険医療助成費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の補正に伴いまして、1, 228万7千円の減額をお願いするものでございます。

以上で、住民生活部に係ります一般会計の補正予算の内容についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見などがございましたらお受けいたします。

よろしいですか。 中川委員。

中川委員 こういうコンピューターに無知でございますので、おかしなこと聞くかわかりませんねけど、先程の国民健康保険事業特別会計補正予算の総務費の中のこの電算システム改修事業で、1, 627万5千円、この電算システム改修とシステム導入との違いだけ教えていただけますか。

健康推進課長 すいません。今回この補正の中でシステムと申しておるものは全て電算システムのことでございます。



国民健康保険の場合には既に電算のシステムを持っておりますので、それを改修するというごさいますが、一般会計の分につきましては、全く新たな制度でございまして、新規に導入をするということで、開発という言葉を使わせていただいております。

委員長 委員の方からないようでしたら、私ちょっと一点だけ気になりますので、お聞きしたいと思いますが、この予算書の12ページにありました障害福祉費の方で給付の減のところ死亡とか退所というようなことがございまして、出来たら、斑鳩町で全体の利用ですね、この事業についてどの位の人数の方が受けておられるのか、そしてまた今回死亡なさったり、退所なさった方というのが何人いらっしゃったのかということをおさえる上での参考にしたいので教えていただけたらと思います。

福祉課長 この事業の全体の人数でございまして、今資料を持っておりませんので、後程また報告させていただきます。今回減額となりました身体障害者養護施設におきまして、入居者の退所の方が1名、またお亡くなりになられた方が3名ございました。また、知的障害者更生施設におきまして、年度当初、予算を立てる時には施設に入所するという形でご相談をいただきまして、当町としましても予算措置をしておったところですが、入所される予定が施設への通所と短期入所で本人の希望が変わりまして、そういう形で1名の方が施設に入所されなかったということがございます。また同じく知的障害者更生施設におきまして、転出された方が1名ございます。合計、身体障害者療護施設で4名の方、知的障害者更生施設で2名の方の変動がございまして、この現在、減額補正しておりますものになったというものでございます。

委員長 ありがとうございます。システム改修、システム導入について、我々もうとい所もありますが、皆様におかれましても、非常にここご

質問色々出ておりました関心の高いところだと思います。非常に高いお金のかかるところですので、制度を実施していただく上におきまして、出来るだけまた制度改正を行った所から、国なり県なり、補助金をとっていただけるように、これからも是非声を挙げていていただきたいという事をお願いいたします。

西川福祉課長。

福祉課長 先程、この事業をご利用されてる方の人数ということでございますので、今、わかりましたので報告させていただきます。まず、身体障害者療護施設でございます。4名の方が減になったわけですが、元々6名の方が利用されておりました、4名の方が減ということで、現在2名の方がご利用されております。また、知的障害者更生施設につきましては、今2名の方が減になってるところでございます。当初22名の方がご利用されておりました、2名の方が減ということで、今現在は20名の方がご利用されております。以上報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。他に質疑ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することにいたします。

次に、（２）斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会の廃止について理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会の廃止につきまして、ご説明させていただきます。この斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会につきましては、所期の目的が達成されたことによりまして、本定例会に上程されております、斑鳩町附属機関設置条例の一部改正によりまして、当条例別表から削除されます。このことから、当委員会において斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会の廃止についてご説明させていただきます。

この斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会につきましては、（仮称）総合福祉会館の整備計画についての策定に関する事務を行うため設置されたものでございます。その所期の目的が、現在入札等行う段階になっておりますことから、目的が達成されたことから、平成19年3月31日付けをもちまして、検討委員会の廃止を行うものでございます。

なお、斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会運営要綱につきましても、同理由から廃止させていただきます。

以上が斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会の廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

（３）斑鳩町立保育所の保育料について、理事者の報告を求めます。  
西川福祉課長。

福祉課長

町立保育園の保育料につきまして、ご説明させていただきます。

平成19年度の保育料につきましては、昨年8月に当委員会におきまして、保育料につきましては据置をさせていただきましたということをご報告しております。その後、国より、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正を予定しており、その取り扱いについては、平成19年度の予算成立後に行う、と通知がありました。

その主な改正点は、2点あります。

まず、1点目は、保育所徴収金基準額表の定率減税縮減に伴う改正であります。これは、入所児童の属する世帯の階層区分によりまして保育料を設定しておりますが、この階層を定義しております所得税の額の変更を行うものであります。

参考資料として配布しております、国で改正予定されている案との比較をご覧いただきたいと思っております。

町では、保育料は現在第1から第7階層の10区分によりまして、保育料を設定しております。今回、国の改正予定されておりますのは、第4～第7階層の各区分の定義であります所得税の額の改正であります。

例えば、第4階層の1では、現行32,000円未満を36,000円未満に改正するとなっております。以下、第4階層の2では32,000円以上64,000円未満を36,000円以上72,000円未満という改正でございます。

次に、2点目についてでございます。多子世帯における保育料軽減の拡大でございます。

現在、同一世帯から2人以上同時に保育所に入所しておられる場合に、2人目以降の保育料を軽減しております。2人目につきましては2分の1、3人目以降につきましては10分の1という形で軽減しておりますが、今回の案におきましては、新たに、同一世帯から保育所以外に幼稚園や認定子ども園を利用している児童もその算定対象人数に含めて、軽減方法についても、所得階層に応じた従来の方法を改

めまして、2人目以降の保育料の軽減を拡大する改正でございます。  
2人目の徴収金基準額がございまして、2人目の場合には2分の1、  
3人目につきましては、10分の1とすると。兄弟の数につきましては  
は、年齢の高い順に数えるという改正を行われます。

この改正の時期につきましては、3月下旬の予定でありますことから、  
19年度の保育料から適用していきたいという風に考えております  
ので、専決処分での対応をさせていただくこととなりますので、よ  
ろしくご理解のほどお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木田委員 ということは、これは保育料の増額になるという風に理解してよろ  
しいんですかね。

福祉課長 保育料の増額にはなりません。定率減税が2割から1割縮減される  
ということに伴いまして、今現在設定しております所得税の額をそれ  
がもし行われても現在の保育料と変わらないようにという形での改正  
でございますので、保育料については上がらないということござい  
ます。

委員長 よろしいですか。他に何かございますか。ございませんか。よろし  
いですか。

( な し )

委員長 そうしましたら次に進めたいと思います。

各課報告事項といたしましては、(4)奈良県後期高齢者医療広域  
連合の設立について、ということで挙げさせていただいております。  
これについての報告を求めたいと思います。植村健康推進課長。

健康推進  
課長

奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についての報告でございます。

去る平成19年3月10日に奈良県後期高齢者医療広域連合が設立されましたことをご報告いたします。

これにつきましては、昨年12月議会におきまして、広域連合の規約を議決いただいております。奈良県下39市町村すべての議会で議決いただきましたことから、平成19年1月30日付けで奈良県知事に設立許可申請を行っております、3月10日付で設立許可が下りましたことから、同日で設立の運びとなった次第でございます。また、同日、広域連合長の選挙がございまして、初代の広域連合長には奈良市の藤原市長が選出されましたことも併せてご報告申し上げます。

なお、広域連合の事務所につきましては、橿原市の奈良県市町村会館の7階に置くということであります。

以上で、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見などがございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、他に理事者の方から報告はございませんか。

( な し )

委員長

以上これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わりたいと思います。

続きまして、その他について各委員からご質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

中川委員 昨日、建設水道常任委員会で、その他で出ました鳩水園の管理についてなんですが、昨日お聞かせいただいた18年度この3月末で契約が切れると。ほんで来年度19年度に関してはもう辞退と言うんですか、契約はしないということなんですが、もう3月半ば過ぎてるんで、この来年度の管理をしていただく業者の入札、この入札方法と入札に参加できる資格お聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 おっしゃる通り、この4月1日から施設管理について委託を新たにしていこうということですが、この入札につきましては、本日、入札している予定でございます。それからこの入札後でございますが、4月1日から替わるということで、円滑に推進していくために引継ぎ等につきましても十分にやっていきたいという風に思っております。この資格でございますが、これにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第17条の規定でございます。その規定の中で技術管理者の資格ということで、技術士法による、規定する技術士ということでございます。この技術士でございますが、科学部門、それから水道部門または衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者ということでございます。この技術士であって1年以上廃棄物の処理に関する実務に従事し経験するものが資格の要件となっておりますのでございます。

中川委員 本日、入札されている予定ということなんですが、これ何業者、ほんで指名競争ですか、あと業者数と。

環境対策課長 指名競争入札でございます。業者につきましては、5社ということでございます。

中川委員 こういう管理されてる会社で私もわかりませんねけど、5社というのは大体県内で5社なんですか、県外からもやっぱり参加されてる業者

なんですか。今わからなかったら後程で結構です。逆にもっと絞ったら町内でそんな資格持ってはる業者ありまんねやろか。

環境対策 県外が3社で県内が2社ございます。

課長

委員長 植嶋環境対策課長。

環境対策 申し忘れましたが、町内ではございません。

課長

中川委員 今年度そういう事情でこれ急遽入札していただきました。19年度は今日の入札で結果出ますけれども、20年度以降、このように随意契約やなしに毎年入札していかれるのか、どういう考え方ははるのかだけお聞かせ願いたいと思います。

環境対策 こういう管理運営につきましては、慣れた方と言いますか、熟知された方が一番いいものではないかという風に考えております。そのことから、20年度につきましては、入札するか、随意契約するかでございしますが、随意契約についても考えていかねばならないという風に考えております。

中川委員 最後に、鳩水園の管理に携わる社員さんと言うんですかね、大体何名ぐらいで行ってはるかお聞かせ願えますか。

環境対策 総括責任者ということで1名、それから主任さんということで1名、それから作業員ということで2名、計4名で管理に携わっていただいているということでございます。

委員長 他にその他についてございませんか。

( な し )



委員長 その他についてもこれをもって終ります。  
これをもって、本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご  
一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたりまして町長のご挨拶をお受けしたいと思います。  
ます。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会させていただきます。どうもお疲  
れさまでございました。

( 午前10時24分 閉会 )

